

# 会員細則

一般社団法人 ツタワールドボク

【平成29年5月25日】制定

(目的)

第1条 一般社団法人 ツタワールドボク（以下、「本法人」という）の会員に関する規定については、本法人の定款第3章に定める事項のほか、本細則の定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 会員は、定款第5条に定める正会員及び学生会員の2種とする。なお、正会員は、法人もしくは団体（以下、「法人会員」という）及び個人（以下、「個人会員」という）とする。

(会員の権利)

第3条 正会員（法人会員、個人会員）及び学生会員は、次の権利を有する。

- (1) 本法人が会員限定で公開するHP等の閲覧
- (2) 本法人が設置する各種委員会、専門部会への参加
- (3) 本法人が主催する講演会、講習会、見学会等への優先的な参加
- (4) 個人会員及び学生会員においては、本法人が設置する各種委員会委員、専門部会長等への就任
- (5) 法人会員においては、本法人による会員企業・団体の広報等に関するコンサルティング（有償）の委託（ただし、行政関連団体においては、この限りではない。）
- (6) その他理事会が承認したもの

(会員の期間)

第4条 会員の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本法人の事業年度途中で入会した会員の期間は、入会日より次の3月31日までとする。
- 3 会員から毎年2月末日までに退会の意思表示がない場合は、自動的に会員資格が継続更新される。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、本法人の事務局を通じて所定の入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、法人会員については、理事または他の法人会員の2者以上の推薦がなければならない。

- 2 会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる団体（反社会的勢力）との関係を有していないことを誓約しなければならない。
- 3 会員は、理事会の承認を受けたのち、定款第8条に定める年会費を一括前納しなければならない。

(入会日)

第6条 入会日は、前条の入会手続き及び年会費の納入が確認された日とする。

(会員資格の更新及び年会費の納入)

第7条 会員資格を更新する場合は、原則として毎年2月1日から3月31日までの間に翌年の年会費を一括前納しなければならない。

2 年会費の額は、次の通りとする。なお、事業年度途中で入会または退会した場合においても年会費の減額はしない。

(1) 法人会員 90,000 円

(2) 個人会員 5,000 円

(3) 学生会員 1,000 円

(会員情報の更新)

第8条 会員は、自らの会員情報に変更が生じた場合は、速やかに本法人の事務局に所定の会員情報変更届を提出しなければならない。

(休会)

第9条 会員の休会は、原則認めない。ただし、理事会が承認した場合は、この限りではない。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、本法人の事務局に所定の退会届を提出しなければならない。

2 毎年4月1日の時点で前年の年会費が未納の場合は、前々年の末日をもって退会とする。

3 退会が確定した日以降は、本法人の会員と称してはならない。

(再入会)

第11条 本法人を退会した者及び前条第2項により退会となった者は、新たに入会手続きを経なければ会員になることができない。

2 次条による除名となった者が再入会を希望する場合は、その取り扱いは理事会において協議する。

(除名)

第12条 会員の除名処分は、定款第10条に定める事項による。

(本細則の改廃)

第13条 本細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

- 1 会員名簿は、事務局にて管理及び更新を行う。
- 2 本細則は、平成29年5月25日より施行する。